

次期学習指導要領等に向けた審議まとめについて

全国養護教諭連絡協議会

従来から養護教諭は、その職務の中で「①命の安全を守る、②学びの基盤となる健康を支える、③学校・家庭・地域・医療をつなぐ、④生徒指導提で示されている様々な課題に対して心身両面からアプローチする」などの役割を果たしており、次期学習指導要領が目指す「ウェルビーイングの向上」や「多様性の包摂（インクルージョン）」の実現において、その役割の重要性は大きいと考えます。

1. 各教科・科目等「体育・保健体育」について

「主体的なウェルビーイングを育む「保健教育」の定義と養護教諭の役割について」

○保健の学習は、児童生徒の心身や生活等のプライバシーに関する内容もあることを踏まえ、共生の視点とともに個別の支援等にも配慮することが必要である。多様性の包摂を掲げる次期教育課程の実施において、従来から個別の支援に携わってきた養護教諭との連携は欠かせないものとする。

○次期学習指導要領に示されている外部人材等の効果的かつ適切な参画に関するノウハウ等を整理・展開し、指導体制を整備するためには、養護教諭も交えて検討することが有効であるとする。

○単なる知識の習得にとどまらず、対話や調べ学習を通じて、自分事として考え深い学びとするためには、審議まとめのとおり教科書等の改善は必要であり、同時に授業時数等学ぶ機会の確保は大切であるとする。

2. 不登校等について

「組織的支援（チーム学校）における養護教諭の役割について」

○不登校あるいは不登校傾向の児童生徒に対して、養護教諭が個別に行う保健管理、健康相談および保健指導の中での安心感の醸成、登校意欲の回復に向けたアプローチは、次期学習指導要領の目指す「主体的に生きる力を育む重要な教育活動（相談活動）」に合致した取組と考えられる。

○養護教諭は、医療的ケア児、発達特性のある児童生徒、慢性疾患を抱える児童生徒などに対して、学校生活の調整や健康管理の役割を担っており、「個別の教育的ニーズへの対応」と直結している。

○養護教諭は、学校医等、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、教職員、医療・福祉機関等をつなぐ役割を果たしている現状があり、「社会に開かれた教育課程」の実現において、養護教諭の連携・調整機能を明記していただけると、より実効性があるものとなるとする。

○個別の児童生徒に係る特別の教育課程の創設について、対象となる児童生徒は、全ての不登校児童生徒を対象とするものではなく、「特別の教育課程の編成・実施が当該児童生徒に効果的と考えられる場合に活用」「学びに向かうことができる児童生徒」「学びに向かいつつある児童生徒」とある。対象となる児童生徒を判断するプロセスにおいて、心身の健康についての専門職である養護教諭の果たす役割がより重要になると考える。「休み始め」の『教室に入ることができない』段階に関わることが多い養護教諭は、担任と連携して当該児童生徒の心身の状態把握に努めている。流れ図（P1027）に示されている⑩体制整備の確認、①本人・保護者の意向確認、②児童生徒の状態把握の段階において、SCやSSWの「見立て」の前に、担任・養護教諭らによる「心身の健康状態等の把握」があるので、この図示の①と②の間にその段階を入れると、より現場の状況に近づくと考える。

3. 全体を通じて

次期学習指導要領が掲げる「誰一人取り残さない教育」や「ウェルビーイングの向上」を実効性あるものにするため、「生涯にわたる自己管理（セルフケア）能力の育成」を軸とした新たな保健教育の定義と、それを支える養護教諭の役割を明確にさせていただくことを切に願います。